

国土建労第54号
令和元年5月17日

建設業団体等の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局長
野村 正史

高力ボルトの需給安定化に向けた契約適正化の対応について（協力要請）

平素より国土交通行政に対して多大なるご理解とご協力を賜り、また、高力ボルトの需給安定化に向けては、「高力ボルトの需給安定化に向けた対応について（協力要請）（平成31年12月26日国土建第345号、国土建整第72号）」により積極的にご対応いただき、感謝申し上げます。

さて、当省では、本年3月に、貴団体会員企業を含め、広く高力ボルトの需要側・供給側の企業に対して、2回目となる『高力ボルトの需給動向に関する調査』を実施しましたところ、昨年10月に実施した前回調査時よりも納期はさらに長期化し、調査対象工事の約9割が工期に影響が及んでいる状況が明らかになりました。

貴団体を含めた建設業者団体及び鉄鋼・ねじ関係業界に対する需給安定化に関する協力要請にもかかわらず、未だ高力ボルトの需給状況は、全国的にひっ迫傾向で、調達困難な状況が続いております。【別添1参照】

こうした状況を受け、当省では、経済産業省とも協力し、ボルトメーカー、鉄骨ファブリーケーター、建設業者それぞれから状況を聴取してまいりました。

現状において、建築着工統計等から推計した鉄骨需要量は近年上昇傾向であるものの、昨年度から続いている需給のひっ迫の状況ほど増加しているわけではないことから、実需に基づくものというよりは、むしろ市場の混乱による一時的な現象である可能性があります。

すなわち、鉄骨需要量の継続的な高まり等を反映して、供給側における販売用の高力ボルトの在庫が枯渇し、注文を受けてから生産するような対応に切り替わったため、需

要側は、これまでの商慣習どおりに注文しても必要量が確保できない状況になり、自衛的手段として、やむを得ず、工事受注前の未確定の段階で先行発注や水増し発注を行ったり、ボルト確保のために多方面へ重複発注を行っているものと考えられます。その結果、供給側の生産能力を大きく上回るような注文が殺到し、契約残が積み上がり、納期が大幅に遅れている可能性が高い状況であると考えられます。【別添2参照】

については、まずは、鉄骨ファブrikレーターや建設業者、ハウスメーカーなどの需要側である注文者それぞれが、ボルトメーカーの供給能力が基本的に実需に対し著しく下回っているわけではないということの認識を共有することが必要です。

そのうえで、当省では、具体的な対策として、需要側による先行発注、水増し発注、重複発注など不確定要素の高い発注を抑制し、ボルトメーカーが高力ボルトの具体的な納期、納入先等が明確な注文から優先的に供給できる環境を整えるべく、関係業界の意見を踏まえ、別添のとおり、高力ボルトの標準的な発注様式を作成致しました。【別添3参照】

需要側が高力ボルトを発注する際には、流通業者（商社、問屋、特約店）がボルトメーカーに対して本様式に基づいて注文ができるよう、本様式に必要な発注情報を網羅的かつ的確に受注者に提供することについて、特段のご配慮をお願い致します。

なお、本件については、高力ボルトの需要・供給・流通の各取引段階に関わるすべての者が共通ルールで受発注を行うことで初めて効果が発揮されるものであることから、供給側であるボルトメーカーにおいても、取引先である流通業者（商社、問屋、特約店）に対し、本様式又はこれに準じたものを活用するよう申し入れを行っていることを申し添えます。

また、国土交通省においても、工法の変化等に伴い、高力ボルトの需要量自体が変化している可能性もあり、今後、実需を把握するための調査を行う予定としていますので、調査への御協力をお願い致します。

併せて、本通知の趣旨や高力ボルトの標準的な発注様式の活用徹底につき、貴団体会員企業への周知についてもお願い申し上げます。